書面等の電磁的方法による交付に係る取扱規定

(規定の趣旨)

第1条 この規定は、フジトミ証券株式会社(以下、「当社」といいます)が金融商品取引業務においてお客様へ交付する書面について、紙媒体に代えてインターネットを通じて交付(以下、「電子交付」といいます)するサービス(以下、「本サービス」といいます)に関して、その取り扱い等を定めたものです。

(対象書面)

- 第2条 本サービスにおいて、当社が電子交付により提供する書面は、次の各号に定める 書面(以下、「対象書面」といいます)とします。
- (1)取引所為替証拠金取引説明書
- (2) 取引所株価指数証拠金取引の契約締結前交付書面
- (3) 取引報告書
- (4) 建玉報告書
- (5) 証拠金残高通知書・入出金明細書
- (6) 為替証拠金取引口座設定約諾書
- (7) 株価指数証拠金取引口座設定約諾書
- (8) 取引約款、電子取引に関する約諾
- (9) 本規定
- (10) 取引ガイド
- (11) その他当社が定め、当社ホームページ上に掲げるもの

(電子交付等の承諾)

第3条 お客様は、取引所為替証拠金取引及び取引所株価指数証拠金取引の電子取引口座 開設申込時に、当社ホームページにて本規定の内容に承諾していただいたうえで、対象 書面の電子交付等に同意していただきます。なお、この同意は、対象書面全てにおいて 「一括して」行っていただきます。

(当社の都合による対象書面の書面交付等)

第4条 お客様が電子交付等に同意された後でも、当社の都合により、対象書面を電子交付等によらず、書面で交付等をさせていただく場合等があります。その場合、電子交付等は行われません。

(電子交付等の方法)

第5条 電子交付等による対象書面は、Portable Document Format(以下、「PDF」

といいます)の形式により提供します。電子交付等を受けるには、ご利用いただくコンピュータのOS、CPU、WEBブラウズ等が当社の推奨する環境に適合していることを前提とします。また、PDF形式による対象書面の記載事項をご覧いただくため、お客様には、予め「Adobe Reader」の最新バージョンを使用することに同意していただきます。「Adobe Reader」は、インターネットでダウンロードできます。なお、ご利用いただいている「Adobe Reader」がバージョンアップ(プログラムの改定)した場合でも、電子交付は継続しますので、バージョンアップしたものをダウンロードしていただきます。

(電子交付等期間中の取扱い)

第6条 当社は、電子交付等のお取扱いをさせていただく期間中は、対象書面の書面による交付等を行いません。したがって、書面で保管される必要がある場合は、お客様ご自身で印刷していただきます。

(電子交付等の内容変更)

第7条 当社は、電子交付等の内容について、電子交付等を承諾されたお客様の利用に際し支障をきたす恐れがないと判断した場合は、予め当社ホームページ上への掲載又は電子メールにより通知し、お客様に変更内容を明示することにより、お客様の同意を得ることなく、電子交付等の内容変更を行うことができることとします。

(電子交付等の終了)

- 第8条 本サービスは、次の各号に該当する場合には、解除されるものとします。
- (1) お客様から本サービスを解除する旨の申出があった場合
- (2) 当社オンライン取引の利用解除が行われた場合
- (3) 口座が廃止された場合
- (4) お客様が死亡された場合
- (5) やむを得ない事由により当社が本サービスの解除を申し出た場合
- (6) 当社が本サービスを終了した場合
- 2 お客様は、当社が定める方法により本サービスの解除を申し出ることができ、この場合、当社はお客様の申出を承諾するものとします。

(免責事項)

- 第9条 当社は、次に掲げる場合にお客様に生じた損害について、一切その責めを負わないものとします。
- (1) お客様が、本サービスの利用申込に際して、虚偽の申告等により生じた損害
- (2) 通信回線、通信機器、コンピュータシステム及び機器等の障害による電子交付の遅

延、誤作動、不能により生じた損害。ただし、当社の故意又は重大な過失により生じた損害については、この限りではありません。

(3) 法令等の変更、監督官庁の指示その他の必要な事態が発生した場合、当社は、一旦 電子交付等を停止し、対象書面の現物(場合によっては、既に電子交付等がなされた ものも含みます。)を書面で交付等を行うことがあります。

(本取扱規定の変更)

- 第10条 この規定は、法令の変更、監督官庁の指示、社会経済情勢の変動その他本サービスを提供していく上で必要が生じたと当社が判断したときは、変更されることがあります。
- 2 前項に基づき本取扱規定を変更した場合、当社は、当社の定める方法(インターネットによる告知を含む。)によりお客様にお知らせします。当社は、当社からのお知らせがあった後、お客様が当社とお取引した時点をもって、お客様が本取扱規定の変更に同意したものとして取り扱います。

附則

- この規定は、平成27年12月30日から施行する。
- この規定は、平成28年3月17日改定。
- この規定は、平成28年11月21日改定。
- この規定は、2021年8月1日改定。